

山口県農薬危害防止運動実施要領

1 趣 旨

農薬の安全かつ適正な使用、保管管理及び使用現場における周辺への配慮の徹底は、農産物の安全性の確保及び農作業安全はもとより、地域住民の健康保護及び生活環境保全の観点からも重要である。

また、近年、安心・安全な農産物の生産や化学物質による健康被害などに対する関心が高まっており、農薬の適正使用及び飛散防止対策の徹底が一層強く求められていることから、研修会の開催や各種パンフレットの配布等により農薬適正使用の指導・啓発に努めてきたところである。

しかしながら、農薬散布や不適切な使用による問題が依然として発生している。

このため、市町及びその他関係機関と緊密な連携の下、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、保管管理及び使用現場における周辺への配慮等を徹底し、農薬による事故等の発生を防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

2 運動強化月間

5月1日～6月30日及び10月1日～11月30日の各2か月間とする。

3 実施事項

(1) 県が実施する事項

- ア 農薬危害防止に関する重点推進事項と留意事項の策定及び農業者への農薬適正使用の周知徹底（別紙1～3）
- イ 指導者・管理者及び使用者等に対する研修会等の開催
- ウ リーフレットの配布等による普及啓発
- エ 山口県ホームページによる情報提供
- オ 農薬販売者、防除業者等への指導
- カ 朝市等の農産物直売所への指導
- キ 医療関係機関との連携推進
- ク 環境への危害防止対策推進

(2) 市町が実施する事項

- ア 農薬使用者等への啓発資料の配布
- イ 広報紙、有線放送等による啓発

4 推進体制

(1) 県の指導

県は、市町、農業協同組合など関係機関・団体に対し、農薬危害防止対策の徹底を図る。

(2) 市町の指導

市町は、県に準じて農業協同組合など関係団体と協力して農薬危害防止対策の徹底を図る。

(3) 関係団体の協力

関係団体（山口県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、山口県農業共済組合、山口県農薬商業協同組合、山口県産業用無人ヘリ防除連絡協議会、山口県森林組合連合会、山口県緑化樹生産農業協同組合、山口県樹苗生産農業協同組合、山口県造園建設業協会、山口県ゴルフ協会、山口県薬剤師会、公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会）は、それぞれの組織を通じて積極的に農薬危害防止対策の周知を図る。

農薬危害防止に関する重点推進事項

1 農薬の使用者の取組事項

- (1) 農薬の使用に当たっては、農薬ごとに定められた使用基準（適用作物、使用濃度及び使用量、使用時期、使用回数等）を遵守する。
- (2) 学校、病院等の公共施設及び住宅地等の周辺で農薬を散布する場合は、防除の要否、農薬の選択及び使用方法について検討し、農薬の飛散を防止するために必要な措置を講じるとともに、施設利用者や周辺住民に対して事前に通知する。
- (3) 病虫害の発生や被害の有無に関わらず定期的実施する農薬散布を廃し、被害部分のせん除や害虫の捕殺等の実施に努め、やむを得ず農薬を使用する場合は、農薬取締法に基づき登録された農薬を使用する。
- (4) 農薬は、鍵のかかる場所に保管するとともに農作業場の整理整頓を徹底し、盗難、紛失の防止に万全を期す。
- (5) ラベルに農薬登録番号がないにもかかわらず、病虫害・雑草等への効能をうたった資材は、無登録農薬の疑いがあるので使用しない。
- (6) 無人航空機を使用して防除を実施する場合は、「山口県空中散布における無人航空機利用技術指導指針」を遵守し、危害の発生を未然に防止する措置を講じる。
- (7) 農薬の使用状況等が把握できるよう、農薬を使用した年月日、場所、農作物、農薬の種類、名称、単位当たりの使用量又は使用濃度を帳簿に記載する。
- (8) 使用残りの農薬及び最終有効年月を過ぎた農薬は、適正に処理する。

2 農薬の販売者の取組事項

- (1) 農薬の譲受数量及び譲渡数量を記載した帳簿を必ず整備し、盗難や紛失等が発生しないよう、農薬の適正な保管管理を徹底する。
- (2) 家庭菜園等における農薬の適正使用を推進するため、農薬購入者に対して農薬使用基準等の適切な助言を行う。

3 蜜蜂に対する影響防止・低減への取組事項

蜜蜂に対する農薬の影響を防止・低減するため、農薬使用者及び農業団体等は山口県養蜂農業協同組合等の養蜂関係者と緊密な連携を図り、農薬使用に際しては、事前に農薬使用予定の情報提供などに努める。

農薬危害防止に関する留意事項

1 農薬による事故の主な原因

- (1) 保管管理が不適切であったことによる高齢者、子供等の誤飲
- (2) 散布作業前日及び散布作業後の飲酒、夜ふかし
- (3) 病後、睡眠不足時等体調のすぐれない状態での散布作業への従事
- (4) 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備が不十分な状態での散布作業への従事
- (5) 炎天下での長時間にわたる散布作業への従事
- (6) 強風中や風下での散布作業の実施
- (7) 散布途中での喫煙、あるいは、農薬が付着した手での飲食
- (8) 防除機等の点検不備による薬液の付着
- (9) 通行人に対する安全確認不足
- (10) 土壌くん蒸剤を使用した後の揮散防止対策の不備
- (11) 定められた使用方法以外の手法による不適正な農薬使用

2 農薬による事故防止のための留意事項

- (1) 農薬の保管管理は、安全かつ適正な場所に施錠して保管する。
- (2) 誤飲防止のため、農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えない。
- (3) 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読んで、安全かつ適正に使用する。また、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所、農林事務所等に相談する。
- (4) 作業前日及び作業後は飲酒、夜ふかしをしない。
- (5) 体調のすぐれない人、著しく疲労している人等は、散布作業に従事しない。
- (6) 農薬の調製又は散布を行うときは、必ずゴム手袋、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行う。
- (7) 散布に当たっては、事前に防除機等の十分な点検整備を行う。
- (8) 散布時は、風向きに注意し、水稻の病害虫防除で使用する多孔ホース噴頭の中持ちはやめる等、農薬を浴びることのないよう十分に注意する。
- (9) 農薬の散布に当たっては、子供その他散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮するとともに、近隣居住者、通行人、家畜、蚕や周辺の食用農作物等に被害を及ぼさないよう、風向きに十分注意する。また、関係者に事前に連絡し、必要に応じて立札を立てる。
- (10) 散布作業は、風のない、朝夕の涼しい時間帯を選び、作業者は、2～3時間で交替する。
- (11) 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入を防ぐようにする。

- (12) 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。
- (13) 作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、目を水洗し、作業期間中は衣服を毎日取り替える。
- (14) 使い残しの農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりしない。また、使用残りの薬液や散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、河川等に流さずに散布ムラの調整等に使用する。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、廃液処理キットなどで適正に処理するなど、周辺環境に影響を与えないよう十分に配慮する。
- (15) 農薬の空容器、空袋等の処理に当たっては、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行う。また、容器を洗浄した後の廃液は、(14)と同様に、適正に処理する。
- (16) 土壌くん蒸剤の取扱いについては、効果を高めるため被覆を完全に行うとともに、使用上の注意事項を遵守し、薬剤が揮散し周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意する。また、クロルピクリン剤やダゾメット剤などの処理中は、「くん蒸中、開放、立入禁止」の標識を立てる。
- (17) 水田で農薬を使用する場合は、ラベルに記載されている止水に関する注意事項等を確認するとともに、水田周辺の養魚池における淡水魚、沿岸養殖魚介類への被害や河川、水道水源等の汚染を防止するため、止水期間を1週間程度確保し、農薬の流出を防止する。
- (18) 農薬使用に当たっては、家畜や蜜蜂などに農薬被害が発生しないよう配慮に努めるとともに、必要に応じて関係者による事前協議を行うなど連携強化を図る。

3 農薬残留基準値の設定と農薬飛散防止対策等

食品衛生法により、全ての農薬には残留基準値が設定されており、基準値を超過した食品は流通が禁止されることから、農薬の飛散防止や散布器具の洗浄等による危害防止対策に一層努めるとともに、防除履歴の記帳を必ず励行する。

4 中毒に関する情報の入手先

一般市民専用電話（通話料：有料、情報提供料：無料）

- ① 大阪中毒110番（365日、24時間対応）
072-727-2499
- ② つくば中毒110番（365日、9～21時対応）
029-852-9999

農薬の不適正な使用の防止に関する留意事項

1 農薬の不適正な使用が懸念される主な要因

- (1) 農薬の不適正使用が及ぼす危被害等の影響の大きさに対する認識不足に起因する適正使用に関する知識の欠如
- (2) 農薬の効果に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用
- (3) 使用から収穫までの日数が長く設定されている農薬について、使用からの経過日数の確認不足
- (4) 病害虫が継続的に発生したことによる使用回数の基準を超えた同一農薬の反復使用
- (5) 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用による成分使用回数の基準超過
- (6) 同じ農薬名であれば、全て同じ農作物に使用できるとの誤解(例:アージラン液剤の登録内容は登録会社で異なる。)
- (7) 同じ農薬は類似した農作物(例:トマトとミニトマト)に使用できるとの誤解
- (8) 散布器具の洗浄不足による適用外農薬の混入

2 農薬の不適正な使用を防止するための留意事項

- (1) 農薬の使用前にラベルを確認する。
 - ア 使用する農薬は、対象農作物に適用があるか。
 - イ 農薬の使用量や希釈倍数は、定められた量や濃度であるか。
 - ウ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか。
 - エ 類似した農作物に使用できる農薬であっても、使用対象とする農作物に使用できるとは限らない。
 - オ 農薬製造者が自ら短期暴露評価を実施して「注意喚起」を行った農薬(平成31年3月現在の対象成分名:アセフェート、カルボスルファン、ベンフラカルブ)については、新しい使用方法を確認し、新しい使用方法に基づいて使用する。
- (2) 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用した日から収穫までの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- (3) 同じ農薬の連続使用は避ける。
- (4) 同一の有効成分を含む農薬の使用に注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。